

さくら駐在所だより にのみや 宮

令和8年2月号
発行
真岡警察署
さくら駐在所
TEL 74-0837



自転車安全利用五則

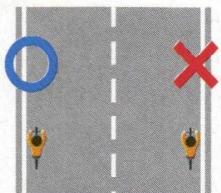
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。
したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



② 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④ 安全ルールを守る

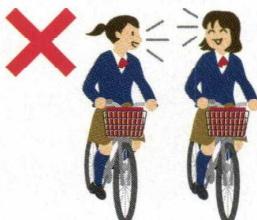
■飲酒運転は禁止



■二人乗りは禁止



■並進は禁止



■夜間はライトを点灯



■信号を守る



■交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

